岐阜市事業創造支援補助金交付要綱

平成21年 4月 1日決裁

改正 平成24年 4月 1日決裁

改正 平成25年 4月 1日決裁

改正 平成27年 3月31日決裁

改正 平成29年 3月31日決裁

改正 平成30年 3月30日決裁

改正 平成31年 3月29日決裁

改正 令和 3年 3月31日決裁

改正 令和 4年 4月 1日決裁

改正 令和 6年 3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等が新たな付加価値を創造するために挑戦する産学官連携を活用した新技術、新製品、新サービス等の開発から市内創業及び蓄積された技術等を活かした新たな事業展開、更に新規取引先、事業提携先等の販路開拓までを一貫して支援することで本市の経済の持続的な発展を図るため、これらの事業に要する経費に対して交付する岐阜市事業創造支援補助金(以下「補助金」という。)に関し、岐阜市補助金等交付規則(平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者 であって、市内に本店又は主たる事業所若しくは工場を有するもの及び市内の個人事業者 をいう。
 - (2) グループ等 構成員の4分の3以上が中小企業であるグループ又は組合をいう。
 - (3) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(同法第2条第2項に規定する公立学校を除く。)であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)をいう。
 - (4) インキュベーション施設 令和3年3月まで本市が運営していた創業支援施設をいう。
 - (5) 産業財産権 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。
 - (6) 見本市等 新たな取引先、事業提携先等の開拓のための商談を行う見本市、展示会、博覧会その他これらに類するもののうち、県外で、又はインターネットを通じて開催されるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 小売することを主たる目的として開催されるもの
- イ 広く一般に公開されていないもの
- ウ 開催の期間が次条第3号に掲げる見本市等出展補助金の交付の申請をする日の属する 年度(第6条第2項第3号及び第4号において「申請年度」という。)内でないもの
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの
- (7) グループ会社 株式会社の発行済株式の総数の50パーセント以上の株式を保有すること により資本関係を構成する会社群をいう。
- (8) 第二創業 既に事業を営んでいる中小企業が業態の転換等により新事業又は新分野に進出するものをいう。

(補助金の種類)

- 第3条 補助金の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 産学官連携事業補助金
 - (2) スタートアップ支援補助金
 - (3) 見本市等出展補助金

(産学官連携事業補助金)

- 第4条 産学官連携事業補助金は、大学等と連携して新技術、新製品、新サービス等の共同研究開発に新たに取り組む事業(以下この条において「事業」という。)に対して交付する。
- 2 産学官連携事業補助金の補助対象者は、中小企業又はグループ等とする。ただし、市税を 滞納しているもの及び事業についてこの要綱に定める補助金以外の補助金等の公的な支援を 受けているものを除く。
- 3 産学官連携事業補助金の補助対象経費は、次に掲げるもの(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、グループ等にあっては、その構成員間の取引により生じる経費は、 補助の対象としない。
 - (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
 - (2) 機械装置又は工具器具の購入、借用又は修繕に要する経費
 - (3) 外注加工、検査、分析、調査等の外注委託に要する経費
 - (4) 大学等へ支払う研究に要する経費
 - (5) 事業の結果生じた産業財産権に関する申請及び取得に要する経費
 - (6) 販路開拓に要する宣伝広告等に要する経費
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費
- 4 産学官連携事業補助金の額は、予算の範囲内で前項の補助対象経費の額の3分の2以内の額 とし、年間300万円を上限とする。
- 5 産学官連携事業補助金の交付の申請は、1事業につき、連続して2年度まで行うことができる。

(スタートアップ支援補助金)

- 第5条 スタートアップ支援補助金は、社会課題の解決に資する新事業等の創出(以下この条において「事業」という。)に対して交付する。
- 2 スタートアップ支援補助金の補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ただし、市税を滞納しているもの及び事業についてこの要綱に定める補助金以外の補助金等 の公的な支援を受けているものを除く。
 - (1) 市内において創業を目指すもの
 - (2) インキュベーション施設を退去後5年以内のもの(以下「インキュベーション施設退去者」という。)
 - (3) 創業後5年以内の中小企業
 - (4) 第二創業により事業の開発を目指すもの
- 3 スタートアップ支援補助金の補助対象経費は、次に掲げるもの(消費税及び地方消費税を除く。)とする。
 - (1) 店舗等借入費
 - (2) 設備費
 - (3) 知的財産権等関連経費
 - (4) 謝金
 - (5) マーケティング調査費
 - (6) 広報費
 - (7) 外注費
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
- 4 スタートアップ支援補助金の額は、予算の範囲内で前項の補助対象経費の額の2分の1以内 の額とし、年間500万円を上限とする。
- 5 スタートアップ支援補助金の交付の申請は、1年度につき1回に限るものとする。
- 6 スタートアップ支援補助金の交付の申請は、1事業につき1回に限るものとする。 (見本市等出展補助金)
- 第6条 見本市等出展補助金は、新たな取引先、事業提携先等の開拓を目的として自社製品、サービス等の見本市等に出展する事業に対して交付する。
- 2 見本市等出展補助金の補助対象者は、中小企業、グループ等又はインキュベーション施設 退去者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 市税を滞納しているもの
 - (2) 申請しようとする見本市等への出展において、この要綱に定める補助金以外の補助金等 の公的な支援を受けているもの
 - (3) 申請年度内に見本市等出展補助金の交付を受けているもの
 - (4) 申請年度内にグループ会社が見本市等出展補助金の交付を受けているもの
- 3 見本市等出展補助金の補助対象経費は、出展料金その他これらに類するもの(同一年度内

に支払った出展のための予約金等を含み、消費税及び地方消費税を除く。)とする。

- 4 見本市等出展補助金の額は、予算の範囲内で前項の補助対象経費の額の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。
- 5 見本市等出展補助金の交付の申請は、連続して2年度まで行うことができる。ただし、次の 各号のいずれかに該当する場合は、連続して3年度まで行うことができる。
 - (1) インキュベーション施設退去者が初めて見本市等出展補助金の交付を受けようとする場合
 - (2) 産学官連携事業補助金又はスタートアップ支援補助金の交付を受けたものが産学官連携 事業補助金又はスタートアップ支援補助金を活用して開発した新技術、新製品、新サービ ス等を補助事業が完了した年度の翌年度に見本市等に出展し、見本市等出展補助金の交付 を受けようとする場合
- 6 前項の規定により連続した2年度又は3年度の見本市等出展補助金の交付を受けた場合にあっては、最後に見本市等出展補助金の交付を受けた年度(グループ会社が見本市等出展補助金の交付を受けた年度を含む。)から1年度以上が経過しなければ見本市等出展補助金の申請をすることができない。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、岐阜市事業創造支援補助金交付申請書(様式 第1号)に別表第1の左欄に掲げる補助金の種類の区分に応じ、同表の右欄に定める提出書類 その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

(補助金の交付の申請時期)

- 第8条 規則第4条に規定する市長が定める時期は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 産学官連携事業補助金及びスタートアップ支援補助金 別に定める時期
 - (2) 見本市等出展補助金 見本市等の開催日の1月前

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、産学官連携事業補助金及びスタートアップ支援補助金について、岐阜市附属 機関設置条例(平成25年岐阜市条例第7号)別表に規定する岐阜市事業創造支援補助金審査 委員会から申請内容の審査に係る結果の報告を受けた後に、規則第5条の規定によりこれら の補助金の交付の適否を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1項各号に掲げる事項 のほか、産学官連携事業補助金及びスタートアップ支援補助金にあっては、次に掲げる条件 を付するものとする。
 - (1) 補助事業者は、補助事業を完了した年度の翌年度から3年間、各年度末に当該補助事業 に係る実用化及び商品化の状況並びに当該補助事業に基づく産業財産権の取得等の状況を

補助事業事後報告書(様式第8号)により市長に報告すること。

(2) 補助事業者は、補助事業の終了後、当該補助事業に基づき取得した産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び供与による収益が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(計画変更等の承認)

第11条 規則第11条に規定する市長が認める軽微な変更は、申請した補助対象経費の額に100 分の20を乗じて得た額以内の額の変更とする。

(実績報告)

- 第12条 補助金の交付の決定を受けたものは、補助事業が完了したとき(当該補助事業に係る 補助対象経費の支払が完了していない場合にあっては、支払が完了したとき。)は、補助事 業等実績報告書(様式第9号)に別表第2の左欄に掲げる補助金の種類の区分に応じ、同表の 右欄に定める提出書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 規則第15条に規定する市長が定める時期は、補助事業が完了した日から1月を経過した日とする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第24条第2号に掲げる機械及び重要な器具で別に定めるものは、50万円以上の取 得物とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(交付要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 岐阜市新事業創出チャレンジ助成金交付要綱(平成16年3月24日決裁)
 - (2) 岐阜市販路開拓支援事業補助金交付要綱(平成18年3月24日決裁)

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の岐阜市新事業創出チャレンジ助成金交付要綱及び岐阜市販路開拓支援事業補助金交付要綱(以下「廃止要綱」という。)により交付を受けている補助金は、この要綱の相当規定により補助金の交付を受けたものとみなす。 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和3年度のオンライン見本市等出展補助金の交付の特例)
- 4 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年 1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新た に報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響を受け、次の各号のいずれかに

該当するに至った者の令和3年度の第6条第4項の適用については、同項中「補助対象経費の額の2分の1以内の額」とあるのは「補助対象経費の額以内の額」と、「20万円」とあるのは「40万円」とする。

- (1) 令和2年1月から令和3年3月までの間で、売上げが前年の同月の売上げと比して20パーセント以上減少した月が1月あること。
- (2) 直近1月の売上げが直近3月における月平均の売上げと比して20パーセント以上減少したこと(事業を開始して1年を経過しない者に限る。)。

附 則(平成24年4月1日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この 要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成29年3月31日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この 要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成30年3月30日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この 要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成31年3月29日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この 要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 附 則(令和3年3月31日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この 要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年4月1日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

補助金の種類	提出書類
産学官連携事業補助	中小企業が申請する場合にあっては第1号から第9号までに掲げる
金	書類を、グループ等が申請する場合にあっては第1号から第3号まで
	及び第10号に掲げる書類並びにグループ等の各構成員のそれぞれ第4
	号から第9号までに掲げる書類を提出すること。
	(1) 事業計画書(産学官連携事業補助金/スタートアップ支援補助
	金)(様式第2号)
	(2) 産学官連携事業計画書(様式第3号)
	(3) 収支予算書(産学官連携事業補助金) (様式第4号)
	(4) 市税の滞納がないことがわかる書類
	(5) 同意書(様式第5号)
	(6) 法人にあっては、登記事項証明書
	(7) 個人事業者にあっては、開業届その他当該個人事業者が市内に
	おいて事業を営んでいることが確認できる書類の写し
	(8) 直近の決算書の写し
	(9) 中小企業の概要が確認できる書類
	(10) グループ等の構成員名簿 (様式第6号)
スタートアップ支援	第1号から第9号までに掲げる書類を提出すること。
補助金	(1) 事業計画書(産学官連携事業補助金/スタートアップ支援補助
	金)(様式第2号)
	(2) 補助事業計画書(様式第7号)
	(3) 収支予算書(スタートアップ支援補助金)(様式第4号)
	(4) 市税の滞納がないことがわかる書類
	(5) 同意書
	(6) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
	(7) 個人事業者にあっては、開業届その他当該個人事業者が市内に
	おいて事業を営んでいることが確認できる書類の写し
	(8) 中小企業にあっては、直近の決算書の写し
	(9) 中小企業にあっては、中小企業の概要が確認できる書類
見本市等出展補助金	グループ等以外のものが申請する場合にあっては第1号から第10号
	までに掲げる書類を、グループ等が申請する場合にあっては第1号か
	ら第4号まで及び第11号に掲げる書類並びにグループ等の各構成員の

それぞれ第5号から第10号までに掲げる書類を提出すること。

- (1) 事業計画書(見本市等出展補助金) (様式第2号)
- (2) 収支予算書(見本市等出展補助金) (様式第4号)
- (3) 見本市等の主催者の発行する出展許可証、申込受理書等の写し
- (4) 見本市等の開催の概要が確認できる書類
- (5) 市税の滞納がないことがわかる書類
- (6) 同意書
- (7) 法人にあっては、登記事項証明書
- (8) 個人事業者にあっては、開業届その他当該個人事業者が市内に おいて事業を営んでいることが確認できる書類の写し
- (9) 中小企業にあっては、直近の決算書の写し
- (10) 中小企業にあっては、中小企業の概要が確認できる書類
- (11) グループ等の構成員名簿

別表第2(第12条関係)

補助金の種類	提出書類
産学官連携事業補	(1) 結果報告書(産学官連携事業補助金/スタートアップ支援補助
助金	金) (様式第10号)
	(2) 事業の結果又は成果の詳細が確認できる報告書
	(3) 収支決算書(産学官連携事業補助金) (様式第11号)
	(4) 補助対象経費の支出を証する書類
スタートアップ支	(1) 結果報告書(産学官連携事業補助金/スタートアップ支援補助
援補助金	金) (様式第10号)
	(2) 事業の結果又は成果の詳細が確認できる報告書
	(3) 収支決算書(スタートアップ支援補助金) (様式第11号)
	(4) 補助対象経費の支出を証する書類
見本市等出展補助	(1) 結果報告書(見本市等出展補助金) (様式第10号)
金	(2) 見本市等のパンフレットその他の出展した見本市等の概要及び
	当該見本市等に出展したことが確認できる書類
	(3) 収支決算書(見本市等出展補助金) (様式第11号)
	(4) 補助対象経費の支出を証する書類